

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)

及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
倉庫賃貸借契約	中国四国厚生局 支出負担行為担当官 中国四国厚生局長 片岡 佳和 広島市中区上八丁堀 6-30	平成30年4月2日	日本通運株式会社 広島県広島市南区西蟹屋2 丁目1番10号	会計法第29条の3第5項 予算決算及び会計令第99条第 8号	3,304,800	3,304,800	100.00%	0				
鉄砲町庁舎に係る賃貸借契約	中国四国厚生局 支出負担行為担当官 中国四国厚生局長 片岡 佳和 広島市中区上八丁堀 6-30	平成30年4月2日	NREG東芝不動産株式会 社 東京都港区芝浦一丁目1番 1号 富国生命保険相互会社 東京都千代田区内幸町二 丁目2番2号 三井不動産株式会社中国 支店 広島県広島市中区中町9番 12号	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条 の4第3号 引き続き当該場所を事務所として 使用する必要があり、契約の 性質が競争を許さないため。	37,953,876	37,953,876	100.00%	0				
山口事務所に係る賃貸借契約	中国四国厚生局 支出負担行為担当官 中国四国厚生局長 片岡 佳和 広島市中区上八丁堀 6-30	平成30年4月2日	有限会社湯田不動産管理 山口県山口市吉敷下東一 丁目3番1号山陽ビル吉敷2 階	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条 の4第3号 引き続き当該場所を事務所として 使用する必要があり、契約の 性質が競争を許さないため。	8,258,556	8,258,556	100.00%	0				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。